

# 新規就農者定着支援事業

平成31年度～令和5年度(5ヶ年)

令和2年6月

東京都



## 事業目的

### ➤ 施設整備補助（ハード支援）

認定新規就農者に対して、就農に必要な施設の整備費や機械設備の導入費を補助

### ➤ 就農定着マネジメント（ソフト支援）

新規就農者等に対して、販路開拓や出荷グループ形成に向けた支援を行うとともに、新規就農者同士や地元農家との交流を促進

新規就農者の早期経営安定を支援し、都内就農定着を図る。



## 施設整備補助（ハード支援）

### ■補助事業者

都内区市町村長（区市町村を経由する間接補助事業）

### ■事業実施主体

- ① 3戸以上の農業者で構成される営農集団
- ② 特認経営体（3戸未満の経営体）
- ③ 農業経営を行う法人

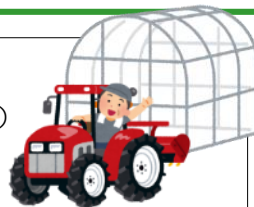
※①及び②の受益者及び③の法人は、認定新規就農者であること

### ■補助率

3 / 4以内

### ■事業費

1受益者当たり事業費の上限を50,000千円、最低事業費を1,000千円



## 補助対象施設等

- ① 生産施設（パイプハウス等）、② 流通・販売施設（集出荷施設等）
- ③ 農畜産物加工施設、④ 畜舎及び畜産関連施設（畜舎、搾乳舎等）
- ⑤ 栽培関連施設（暖房施設等）、⑥ その他就農に必要な施設（農機具倉庫等）
- ⑦ 農畜産業用機械（トラクター等）
- ⑧ 簡易な基盤整備（防災兼用農業用井戸等）



### ※補助対象外施設等

汎用性があるもの、消耗品のみのも

1施設・1機械当たりの事業費が200千円未満のもの、

法定耐用年数が5年未満のもの、費用対効果が認められないもの

